不正使用防止基本方針

この基本方針は、科学研究費助成事業取扱規程第 7 条に基づき、株式会社ケアコネクトジャパン（以下「会社」という。）における、同規程第 3 条に定める資金（以下「研究費」という。）の不正使用の防止に関して必要な方針を定めるものとする。

1　機関内の責任体制の明確化
会社における研究費を適正に管理・運営するため、管理・運営に関わる責任体制を定める。最高管理責任者や統括管理責任者等の各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化して会社内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。また、監事に求められる研究費の不正使用防止に関する役割を明確化する。

2　適正な管理・運営の基盤となる環境の整備
研究費の不正使用が行われる可能性は常にある、という前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3　不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施
研究費の不正使用を未然に防止するため、不正の発生要因を把握し、会社全体の具体的な対策における最上位の指針として不正使用防止計画を別に策定し、実施する。

4　研究費の適正な管理・運営活動
不正使用防止計画を踏まえた予算執行を行う。また、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながり得る問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費を適正に管理・運営する。

5　情報の伝達を確保する体制の確立
研究費の不正使用防止に向けた取組について、基本方針、手続等を会社内外へ積極的に情報発信し、共有する。

6　モニタリングの在り方
不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、会社全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。